

# 市・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の申告

問い合わせ先 税務課 (☎43-7121)

**所得税**の申告が必要ない場合でも、市・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の申告が必要な場合があります。定められた会場で必ず申告をしてください。

また、公的年金などの収入金額が400万円以下で、それ以外の所得が20万円以下の人は、確定申告の義務はありませんが、市・県民税の所得控除などを受ける場合は申告をしてください。確定申告書を税務署に提出した人は、市・県民税の申告は必要ありません。

## 市・県民税の申告が必要な人

平成29年1月1日に府中市に住所があった人で
▷平成28年中に給与や公的年金以外の所得があった人。金額の多少にかかわらず申告してください。
▷給与支払報告書が勤務先から市役所に提出されていない人。給与所得の源泉徴収票が必要です。

## 申告の受付期間

とき	ところ	対象地区		
2月	9時30分～12時 13時～16時	上下町民会館	14日(火)	階見・小塚
			15日(水)	小堀
			16日(木)	井永・佐倉・水永・岡屋
			17日(金)	二森・有福
			20日(月)	深江・国留
			21日(火)	矢野・矢多田・松崎
			22日(水)	上下
			23日(木)	上下町で申告がまだの人
			24日(金)	
			28日(火)	
3月	9時～12時 13時～16時	府中市文化センター	1日(水)	河佐町・久佐町・阿字町
			2日(木)	河面町・篠根町・河南町・三郎丸町
			3日(金)	父石町・僧殿町・諸毛町・小国町
			6日(月)	中須町・用土町
			7日(火)	高木町
			8日(水)	栗柄町
			9日(木)	土生町・府川町・目崎町
			10日(金)	元町・鶴飼町・桜が丘
			13日(月)	府中町・出口町・上山町・荒谷町
			14日(火)	本山町・広谷町
15日(水)	市内全域で申告がまだの人			

※上記申告期間中は、市役所内で申告・相談は受け付けていません。

## 申告に必要なものを確認!

- 印鑑
- マイナンバー（個人番号）に係る本人確認書類
- 申告書、申告のお知らせはがき…届いている人
- 収支内訳書（収支などを書いた帳簿、領収書など経費の分かるもの）…営業、農業、不動産のある人
- 源泉徴収票…給与、公的年金などのある人
- 外注主の工賃額の証明書など…外注工賃収入（内職など）のある人
- 国民年金保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の支払額が分かるもの
- 生命保険料（旧契約の場合は1契約9,000円超）、地震保険料の支払額証明書
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または証明書など…障害者控除を受ける人
- 支払った医療費の領収書、保険などで補てんされる金額の明細書…医療費控除を受ける人。領収書などの返却を希望する場合は、切手を貼付した封筒が必要です。
- 寄付金の領収書…寄付金控除に該当する人

※詳しくはお問い合わせください。

# 税の申告は正しく、お早めに!

3月15日(水)まで

**申告**の相談と受け付けが始まります。申告をしないと、受けられるはずの所得控除が受けられなかったり、各種年金・高額療養費・福祉医療などの受給資格があっても手続きが遅れ、不利益を受けたりすることがあります。また、所得証明などが出せないこともあります。申告は必ず期限内に済ませましょう。

## 所得税および復興特別所得税の確定申告

問い合わせ先 府中税務署 (☎45-2570)

### 申告会場の開設日程

とき	ところ
2月16日(木)～3月15日(水) (土・日曜日は除く)	9時～16時（相談は17時まで） 府中市文化センター1階

※2月16日(木)～3月15日(水)の間は、税務署内で個人の申告・相談を受け付けていません。消費税および地方消費税の申告は3月31日(金)までです。

### 確定申告が必要な人

給与をもらっていて	事業所得などがあって	その他
▷給与の年収が2千万円を超える人 ▷給与所得以外の所得が20万円を超える人 ▷2か所以上から給与をもらっている人	▷商業、工業、農業、医業、漁業などから生じる事業所得がある人 ▷地代、家賃などの不動産所得がある人	▷土地、建物、立木などを売ったとき ▷各種保険会社などから個人年金を受け取ったとき ▷生命保険（受取人が保険料を負担していた満期保険金）などの一時金を受け取ったとき ▷その他の副収入、臨時収入があるとき

平成28年分以降の確定申告書および平成29年度以降の市・県民税などの申告書には

マイナンバー（個人番号）の記載（入力） + 本人確認書類の提示または写しの添付

が必要です

**本人確認書類**  
▷マイナンバーカード  
▷通知カード+運転免許証や公的医療保険の被保険者証など  
控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者についても、マイナンバーの記載が必要です。

自宅で簡単に申告書を作成できます!

国税庁のホームページの確定申告書作成コーナーでは、画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税および贈与税の申告書などを作成できます。入力した申告書は印刷して、そのまま税務署へ郵送などにより提出することもできます。

国税庁 確定申告 検索